

令和元年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 次第

日時 令和元年 5 月 15 日（水）

午前 9 時 00 分から

場所 松川町役場 2 階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）平成 30 年度 事業報告及び収支決算について

- ・捕獲実績
- ・各事業報告
- ・収支決算

（2）令和元年度 事業計画（案）及び収支予算（案）について

- ・駆除実施計画
- ・駆除班の編成
- ・各事業計画
- ・収支予算

（3）その他

- ・侵入防止柵及び大型捕獲檻等の管理について
- ・捕獲資材等の運用について

4 閉会

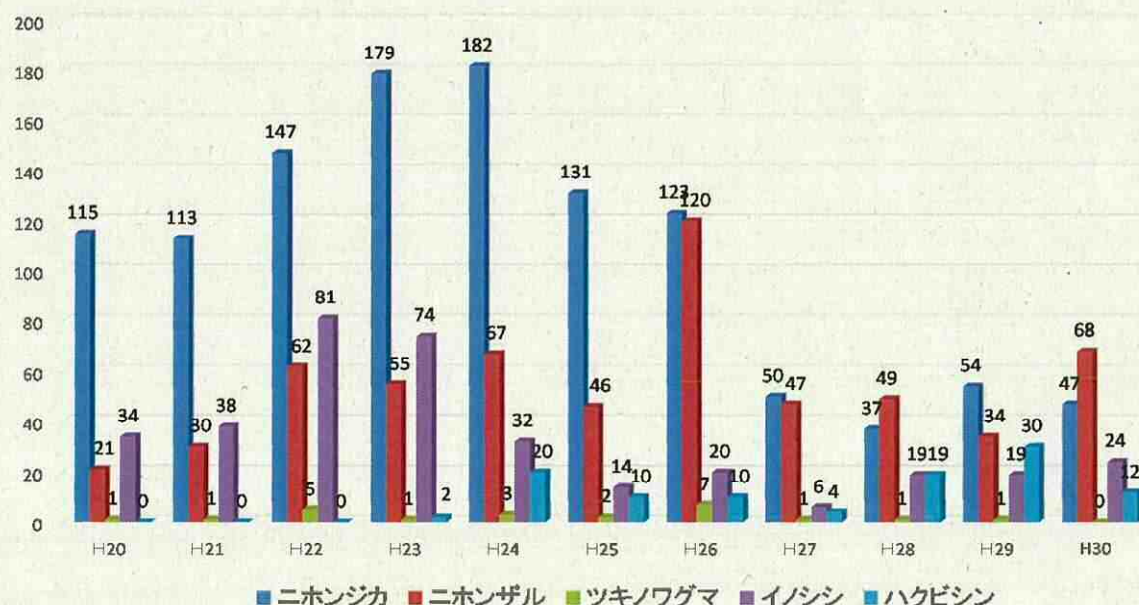
令和元年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
松川町長	宮下 智博	会長
松川町猟友会長	下澤 政弥	
松川町猟友会 副会長	水野 一昭	
松川町猟友会 副会長	原田 秋雄	
松川町猟友会 副会長	大蔵 啓博	
松川町猟友会 有害鳥獣駆除班長	林 良久	
JAみなみ信州 理事	大石 和幸	
JAみなみ信州 松川支所長	東田 誠	監査委員
JAみなみ信州 松川支所営農課長	坂巻 勲	
飯伊森林組合 北部支所長	金原 史人	
鳥獣保護員(松川町(生田を除く)、高森町)	横前 嘉夫	
鳥獣保護員(松川町(生田)、豊丘村)	北林 重男	生田
松川町交番所長	小林 幸彦	
松川町教育長	高坂 敏昭	
南信州農業改良普及センター所長	神通川 洋一	
松川町農業委員会 会長	佐藤 清	
松川町農業委員会 会長代理	大木島 康義	
上片桐区長(区長代表)	大澤 今男	監査委員
上片桐地区協議会長	藪原 博司	
古町区長	中川 初俊	
上新井区長	米山 忠章	
名子区長	松澤 吉保	
大島区長	関 克義	
大島地区協議会長	片桐 光好	
生東区長(地区協議会長兼務)	小椋 吉範	
部奈区長(地区協議会長兼務)	林 貞喜	
福与区長(地区協議会長兼務)	清水 正育	
事 務 局		
産業観光課長	米山 清博	
産業観光課農林係長	宮島 公香	
産業観光課農林係主査	北原 正将	
産業観光課農業振興係長	矢沢 隆	
産業観光課農業振興係主任	安部 日向子	

平成30年度 有害鳥獣捕獲許可数及び捕獲数

捕獲鳥獣名	捕獲数		捕獲地区			前年 増減
			大島	上片桐	生田	
ニホンジカ	47	頭	1	12	34	-7
ニホンザル	68	頭	15	28	25	34
ツキノワグマ	—	頭				-1
イノシシ	24	頭	3	12	9	5
ハクビシン	12	頭	3	5	4	-18
タヌキ	20	頭	2	9	9	5
キツネ	8	頭	3	5		4
カラス	—	羽				3
スズメ	—	羽				
ドバト	—	羽				
ヒヨドリ	—	羽				
ムクドリ	—	羽				
キジバト	—	羽				

有害鳥獣捕獲数推移



平成30年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 事業報告

① 現在までの設置状況

1 侵入防止柵設置状況

地区	種類	延長 (m)	工事費 (千円)	完了時期
部奈地区	電気柵	3,679 4,001	23,415 34,461	H24.3 H25.3
福与地区	電気柵	3,979	35,511	H25.3
大島地区	電気柵	907 5,034 393	8,159 39,636 4,428	H26.3 H27.3 H28.3
上片桐地区	電気柵	3,425 5,943 3,272 150	30,944 51,397 22,518 2,343	H26.3 H27.3 H28.3 H30.3
生東地区	金網柵	8,556 8,959 2,270	45,706 55,220 13,975	H26.3 H27.3 H28.3
合計	町内全長	50,568	367,303	

2 大型捕獲檻（サル檻）設置状況

地区	規格 (幅×奥行×高さ)	工事費 (千円)	設置 (開始) 時期
中山地区	10m×10m×3m	1,470	H26.4
部奈地区	7～10m×10m×3m	1,598	H26.10
大島地区	5m×5m×4m	450	H28.2
塩倉地区	6m×6m×2.7m	1,153	H28.10
峠地区 (移動式)	3.54m×7.54m×2.7m	82	H30.11
	5基	4,753	

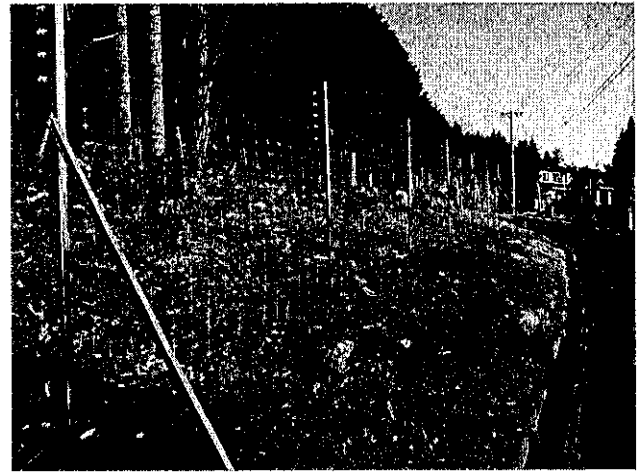
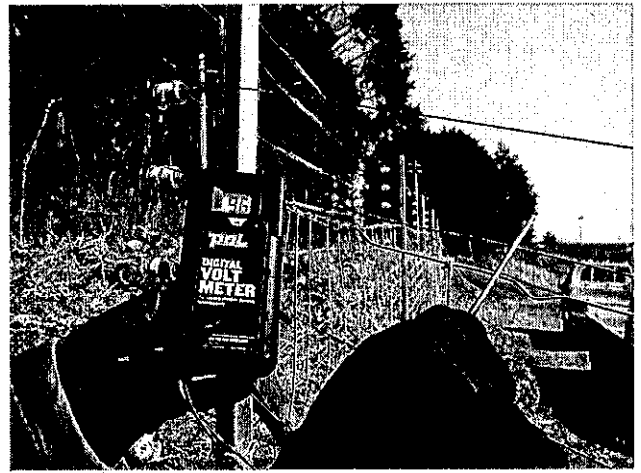
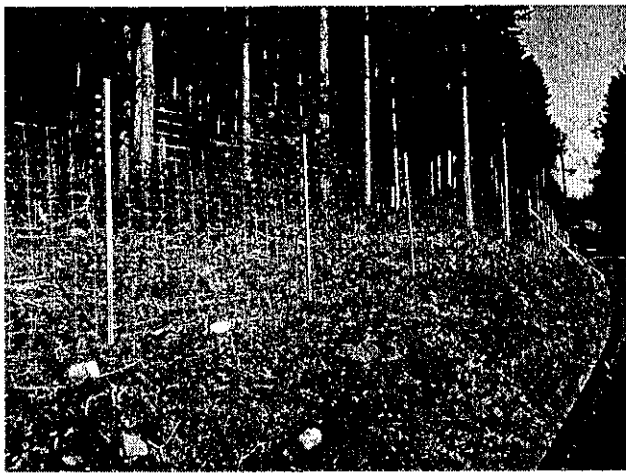
② 平成30年度 事業実施状況

1 施設修繕・急傾斜地除草・施設改良工事

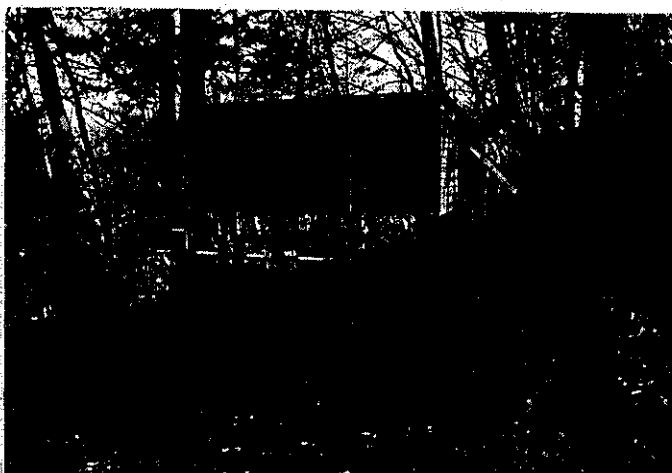
地 区	内 容	修繕費（円）	完了月
部奈地区	6m 1ヶ所	1,996,094	30.6～31.3
福与地区	20m 2カ所		
大島地区	82m 8ヶ所		
上片桐地区	2m・扉 2ヶ所		
生東地区	48m・扉 6ヶ所		
部奈・福与・ 大島・上片桐	急傾斜地除草 全9,522m×5m	1,231,200	30.9
①侵入防止柵設置	上町電気柵設置150m・緩衝帯整備	2,343,600	30.3
合計	全 39か所	5,570,894	

2 捕獲資材購入

種類	対象鳥獣	数 量	購入費（円）	備考
小型獣檻	サル、ハクビシン他	3基	209,142	
電気止め刺し	サル、ハクビシン他	4基	149,040	
くくりわな	シカ、イノシシ、サル他	55基	427,680	
電動ガン	サル他	5セット	155,466	
その他資材	捕獲・修繕資材		309,507	
	合 計		1,250,835	

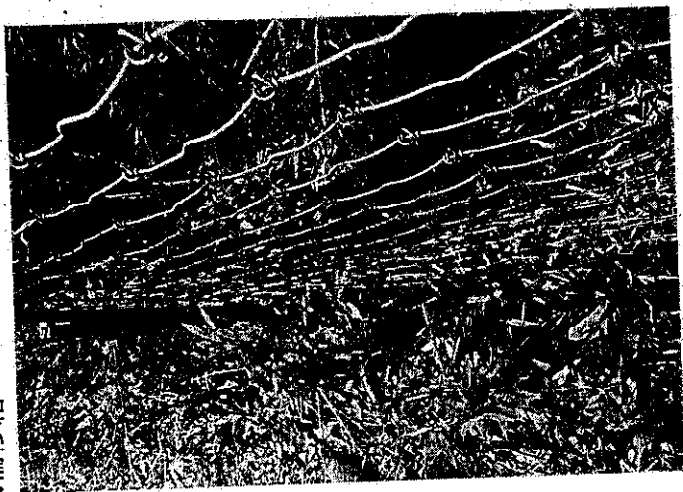


上町電気柵改良工事 150m



移動式 サル用大型捕獲檻設置 (峠)

部奈電氣柵修繕



塩倉地区 獣害防止柵修繕

施工前 2

片岡町高麗産・築前調整



完成 2



完成 2



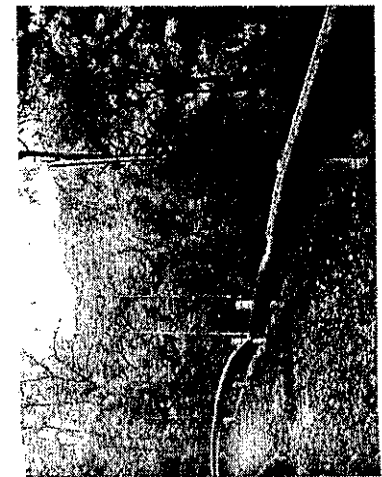
大沢北部電気柵修繕



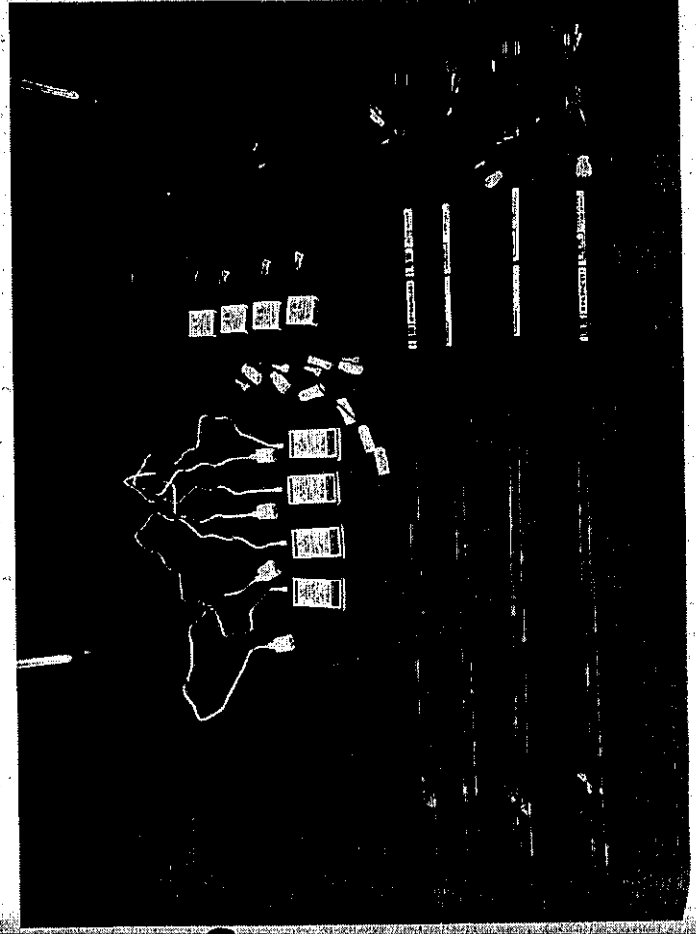
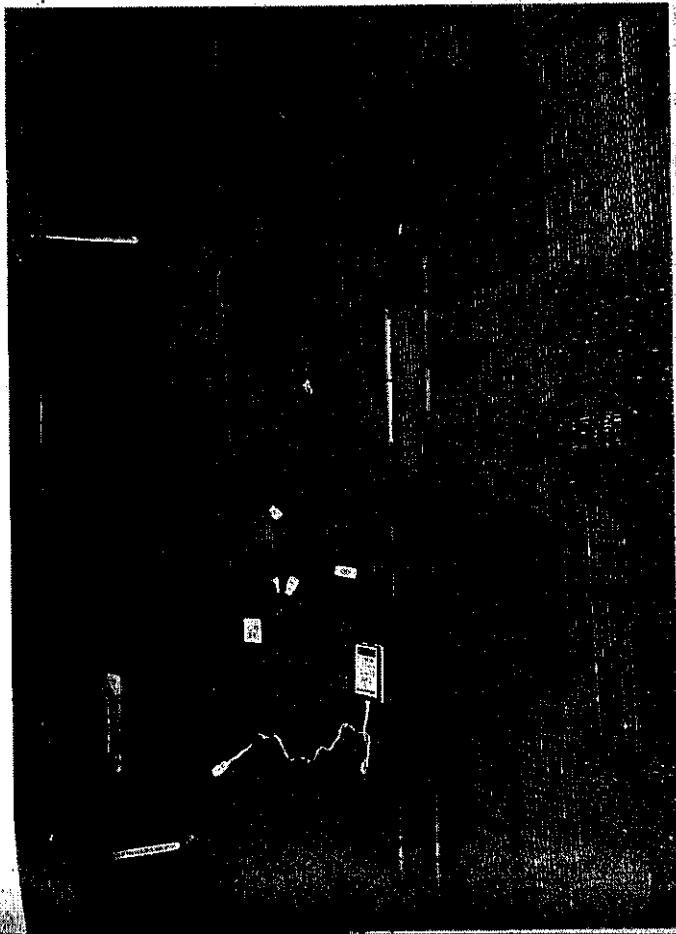
着工前
松川町 大沢北部 NO. 40

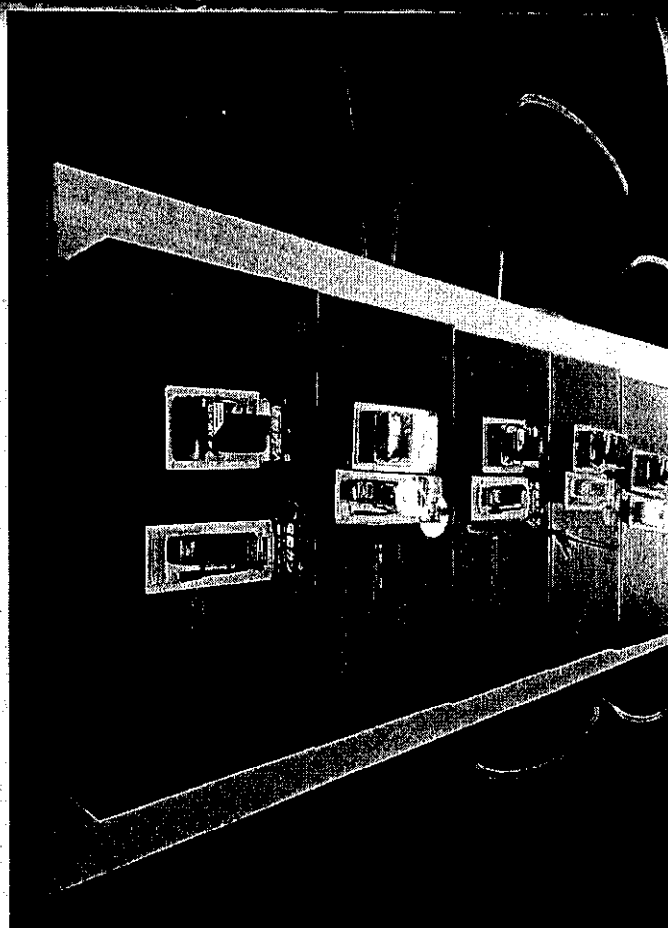
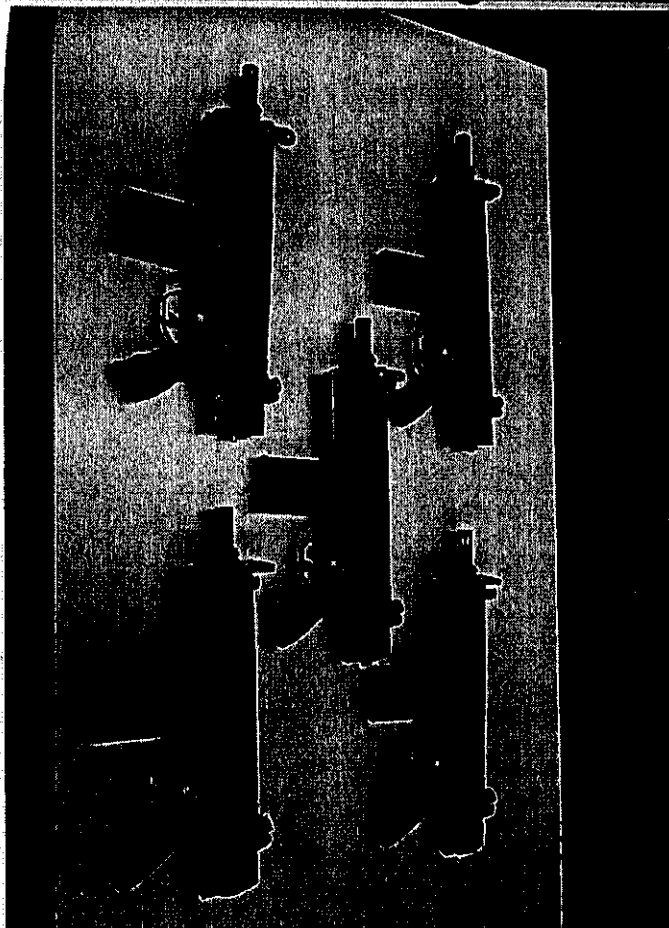


着工前
松川町 大沢北部 NO. 40



電気止め刺し購入





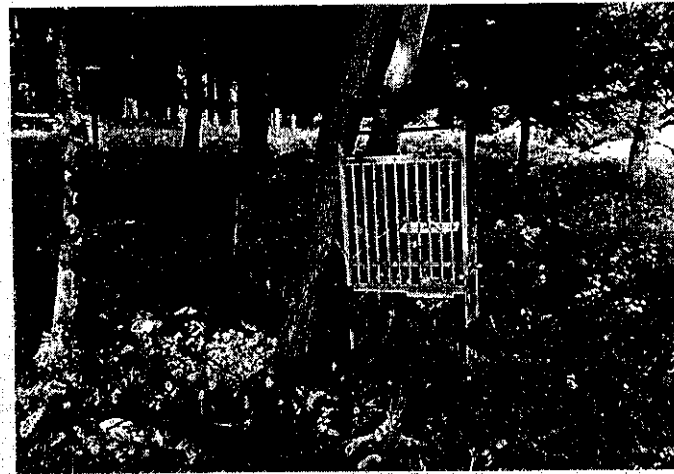
電動ガン購入

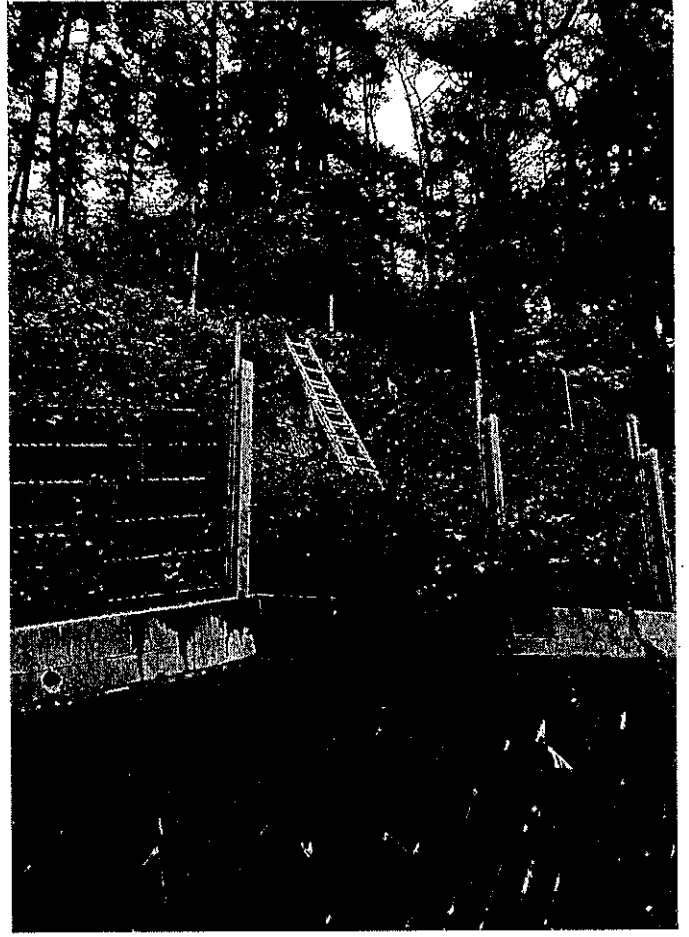


クマ檻設置

指示の通り、製品の納入、取り付け、設置完了。

平成30年7月17日 産学連携 川上研大^上





西山電気柵点検用通路改良

検査口
上片桐町谷
片桐松川雨
量観測所付
近



検査口
上片桐町谷
有平水源地
付近



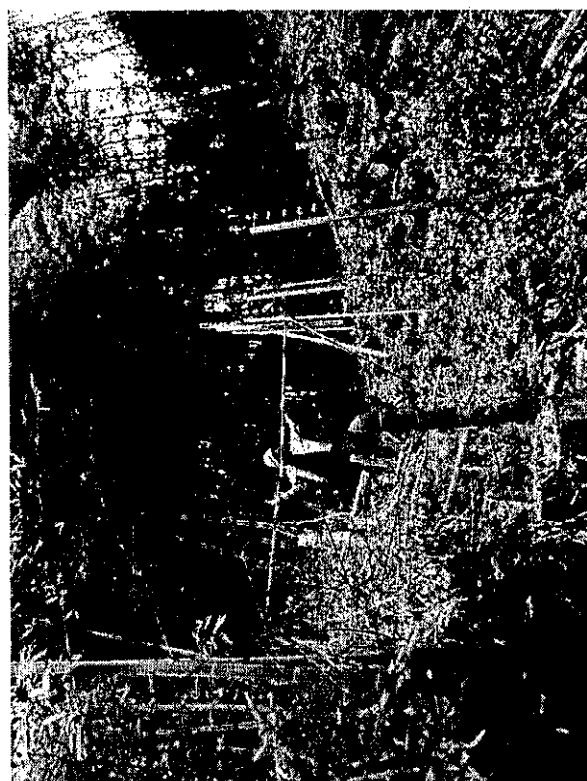
検査口
大島西山
境の沢側左岸



検査口
福与間沢
寺沢川付近



検査②
福与中の村
三柱神社付近



検査口
大島増野
境の沢側右岸



平成30年度 猿農作物被害状況等

産業観光課 農業振興係

	日時	出没場所	被害品目	頭数	備考
1	7月25日	名子北部	トウモロコシ、ぶどう、かぼちゃ	3	追い払い時に1頭は威嚇してきた。教育委員会へ情報共有。
2	7月25日	下垣外北部	トウモロコシ	3	上記と同じ群れと考えられる。
3	8月2日	名子北部	エダマメ	不明	上記と同じ群れと考えられる。
4	9月8日	城 御射山神社	目撃情報	1	梨畑にいた。
5	9月8日	原田旧松川レンタカーそば	シナノスイート	不明	教育委員会へ情報共有。チャンネルYOU注意喚起
6	9月8日	原田堤東側	ぶどう	10	エアガン、ロケット花火による追い払い実施。
7	9月8日	原田旧松川レンタカーそば	目撃情報	複数頭	エアガン、ロケット花火による追い払い実施。
8	9月9日	原田コシブ精密	目撃情報	複数頭	エアガン、ロケット花火による追い払い実施。
9	9月11日	榎原保井機器付近	目撃情報	複数頭	エアガン、ロケット花火による追い払い実施
10	9月14日	部奈伝承センター	栗	1	
11	9月14日	部奈かじやばた堤付近		複数頭	竹藪に出没していた。

◎地域の皆さんとの追い払い実施について

- 9月20日 榎原自治会、原田自治会の各組長の皆様と上大島有害鳥獣対策協議会役員、役場担当者で打ち合わせを実施。
- 10月7日 7:00～ ロケット花火、爆竹、エアガン等による追い払いを実施。
- 榎原(15名) 自治会役員、地元住民、上大島有害鳥獣対策協議会、猟友会、南信州農業改良普及センター
- 原田(10名) 自治会役員、地元住民、上大島有害鳥獣対策協議会、猟友会、南信州農業改良普及センター
- 諏訪形(10名) 自治会役員、地元住民、猟友会
- 町谷(10名) 自治会役員、地元住民、猟友会
- 教育委員会1名 総務課2名 産業観光課3名 チャンネルYOU取材

◎広報等の取組みについて

チラシを作成し区長自治会長会での廃果等の処理の徹底のお願い。各農家へのチラシ配布。チャンネルYOUによる啓発。

無自覚な、 野生動物の餌付けを止めよう！



野生動物は狙っている…



- ・ 廃果を穴に集めている場合には、有害鳥獣に荒らされないよう確実に土を掛けて埋めるか、網を掛けて侵入を防いでください。
- ・ 柿や梨、りんご等の未収穫果は、枝につけたままにせず処理をしてください。
- ・ 今年有害鳥獣のエサ場になったところは、来年度以降もエサ場として認識されます。処理の徹底をお願いします。

飯伊野生鳥獣被害対策チーム
松川町
松川町農業技術者連絡協議会

平成30年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 決算書

収入決算額 9,953,239 円

支出決算額 9,492,759 円

差引額 460,480 円(次年度繰越金)

収入の部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増 減	説 明
補助金及び交付金	7,811,000	8,600,000	-789,000	国補助金 予算(1,399,000円) 決算2,345,000円 町補助金 予算(7,201,000円) (戻入▲1,735,000円) 決算5,466,000円
借入金	1,375,000	1,375,000	0	松川町貸付金
JA助成金	306,750	0	306,750	みなみ信州松川支所
雑入	5,489	1,000	4,489	預金利息31円・松川高森協議会5,458円
前年度繰越金	455,000	455,000	0	
合 計	9,953,239	10,431,000	-477,761	

支出の部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増 減	説 明
事業費	7,793,729	8,600,000	-806,271	国庫交付金推進事業申請 大型捕獲檻1基(200万) 820,800円 小型獣檻3基(30万) 209,142円 電気止め刺し4基・括りわな55基 (45万) 576,720円 急傾斜地整備(町130万) 1,231,200円 町単推進事業 防護柵修繕(210万) 1,996,094円 防護柵改良(200万) 2,343,600円 クマ檻設置 151,200円 捕獲・修繕資材(45万) 464,973円
償還金	1,375,000	1,375,000	0	町へ償還
事務費	17,280	20,000	-2,720	振込手数料
助成金	306,750	0	306,750	松川町猟友会へ助成
予備費	0	436,000	-436,000	
合 計	9,492,759	10,431,000	-938,241	

監査報告

平成30年度収支決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

令和 5 年 5 月 9 日

監査委員

監査委員

東田 誠
大澤 今男

令和元年度 有害鳥獣駆除 実施計画書

捕獲（採取）しようとする鳥獣（鳥獣の卵）の種類	捕獲（採取）しようとする鳥獣（鳥獣の卵）の数量	捕獲（採取）の区域	捕獲の方法	備 考
ニホンジカ	50 頭	松川町	銃器・わな	
ニホンザル	150 頭	〃	〃	
ツキノワグマ	必要数	〃	〃	
イノシシ	30 頭	〃	〃	
ハクビシン	30 頭	〃	〃	
タヌキ	15 頭	〃	〃	
キツネ	10 頭	〃	〃	
アライグマ	10 頭	〃	〃	
カラス	150 羽	〃	銃器	
スズメ	200 羽	〃	〃	
ドバト	90 羽	〃	〃	
ヒヨドリ	100 羽	〃	〃	
ムクドリ	150 羽	〃	〃	
ギジバト	100 羽	〃	〃	
アオサギ	20 羽	〃	〃	

令和元年度 有害鳥獣駆除班の編成について

班	氏 名	銃	わな
大島	宮下 喜治	○	○
	宮下 茂男		○
	片桐 英美	○	○
	水野 一昭	○	○
	松尾 勝司		△
	大野 秀浩	○	
	伊久間 誠二郎	○	
	北島 敏	△	△
	大島 崇	○	
	小林 英朗	△2種	
	武松 幸洋	○	
	安藤 俊光	○	○
	桐山 定男	○	○
	何原 立一	○	○
	船澤 庄三		○
	中平 義則		○
	水野 邦美		○
	原 実		○
	鳴沢 一輝		○
	高田 敏寛	○	
	原 智保美		○
21		13	15

班	氏 名	銃	わな
上片桐	横前 嘉夫	○	○
	原 弘和	○	○
	松沢 勉	○	○
	伊藤 篤	△	○
	上條 弥生	○	○
	原田 秋雄	○	○
	林 昌典	○	○
	光澤 道利	○	○
	丸山 一男		○
	片桐 了		○
	木下 泰弘	○	○
	間瀬 博行	○	○
12		10	12

班		氏 名	銃	わな
生田	福与・部奈 (12名)	林 良久	○	○
		小林 一	○	○
		北林 秀昭	○	○
		下平 正明	○	
		小林 甲	○	
		北林 昌幸		○
		伊藤 頼人		△
		北林 重男		○
		大島 龍男	○	○
		谷口 真盛	○2種	○
		北林 修		○
		松山 克敏		○
	生東 (17名)	松下 忠寛	○	○
		大蔵 仁司	○	○
		大蔵 啓博	○	○
		橋場 進	○	○
		小山 瑠津	○	○
		大蔵 万誉	○	
		下澤 達則	○	
		下澤 政弥	○	
		橋場 清男		○
		大蔵 学		○
		寺沢 二六雄		○
		下澤 宣治郎		○
		松澤 明彦		○
		下沢 徳保		△
大薙 貞光		○		
池上 徹		○		
鎌倉 貞好		○		
29		15	24	

※「△」は、有害鳥獣資格者講習会の未受講者

		銃	わな
		35	47
		38	51
有害駆除人数		57	
(参考) 全体		62	

令和元年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 事業計画（案）

1 侵入防止柵、サル大型捕獲檻他

地 区	内 容	修繕費（円）
全地区	急傾斜地整備	1,300,000
	防護柵修繕	2,100,000
	緩衝帯整備	1,000,000
	防護柵改良	1,000,000
	合 計	5,400,000

2 捕獲資材購入等

種 類	対象鳥獣	数 量	購入費（円）
電動ガン	サル他	5台	150,000
	合 計		150,000

令和元年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 予算書(案)

収入予算額 6,967,000 円

支出予算額 6,967,000 円

差引額 0 円

収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
補助金及び交付金	5,550,000	8,600,000	-3,050,000	国補助金 650,000円 町補助金 4,900,000円
借入金	650,000	1,375,000	-725,000	松川町貸付金
JA助成金	306,000	0	306,000	みなみ信州松川支所
雑入	520	1,000	-480	預金利息他
前年度繰越金	460,480	455,000	5,480	
合 計	6,967,000	10,431,000	-3,464,000	

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
事業費	5,550,000	8,600,000	-3,050,000	国庫交付金推進事業申請 急傾斜地整備 1,300,000円 町単推進事業 防護柵修繕 2,100,000円 緩衝帯整備(支障木) 1,000,000 防護柵改良 1,000,000円 捕獲・修繕資材 150,000円
償還金	650,000	1,375,000	-725,000	町へ償還
事務費	20,000	20,000	0	振込手数料
助成金	306,000	0	306,000	松川町猟友会へ
予備費	441,000	436,000	5,000	
合 計	6,967,000	10,431,000	-3,464,000	

松川町鳥獣被害防止柵管理規定

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 18 号

(目的)

第1条 本規定は、松川町有害鳥獣駆除対策協議会（以下「協議会」という。）に於いて設置した鳥獣被害防止柵（以下「防止柵」という。）の適正な維持管理を行うことにより、松川町の獣による被害を防ぐことを目的とする。

(管理者)

第2条 防止策の維持管理は、各地区または区、自治会等の鳥獣被害防止を目的に設置された組織（以下「受益者」という。）と協議会が行う。

(維持管理)

第3条 防止策の維持管理については、下記の通り行う。

- (1) 通常の保守管理（緩衝帯下刈、防護柵周辺の除草）・維持補修（即修復可能）については、受益者が行う。災害・経年劣化による補修が必要になった場合は、受益者と協議会が協議し補修を行う。
- (2) 防止柵は、年 2 回（上下半期）以上保守点検することを原則とし、以下の事象が発生した場合はその都度速やかに保守点検を行うものとする。
 - ① 大雪の降った後
 - ② 台風の通過後
 - ③ 大雨の降った後
 - ④ その他保守点検が必要とする事象が発生した時
- (3) 保守点検の留意点
 - ① 倒木等による防護柵の損傷
 - ② 河川横断施設の損傷及び河道閉鎖
 - ③ 獣の侵入箇所
 - ④ 扉の開閉状況
 - ⑤ その他
- (4) 補修
 - ① 防止柵の損傷を発見した場合、即修復可能な場合は修復する。
 - ② 即修復不可能な場合は、できるだけ速やかに修復手段をとる。
 - ③ 修復手段は、協議会の直営又は、業者への発注を可能とする。
 - ④ 補修費用については、即修復可能な補修は受益者負担とし、その他の補修費用は協議会で負担する。
- (5) 保守点検の報告
 - ① 保守点検をした場合は、その都度協議会へ報告するものとし、報告用紙

は別途定める。

(6) 維持管理費用

- ① 防止策に係る維持管理費用は受益者負担とする。ただし、経年劣化による機材等の高価は協議会負担とする。

(その他)

第4条 本規定に明記していない事象が発生した場合は、協議会で検討し善処する。

2 本規定の改正は、協議会で出席者の過半数の賛成をもって、改正できるものとする。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

○松川町有害鳥獣駆除対策協議会規約

平成25年4月1日
規約第1号松川町有害鳥獣駆除対策協議会規約(昭和55年5月)の全部を改正する。

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松川町有害鳥獣駆除対策協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松川町における野生鳥獣の農林水産物に対する被害状況等を適確に把握し、松川町内における被害対策のための計画等を樹立することにより、有害鳥獣駆除を適確かつ効率的に行うことを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、松川町全域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 有害鳥獣駆除実施計画に関すること。
- (2) 有害鳥獣被害防止・対策に関すること。
- (3) 鳥獣保護に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業

2 協議会は、前項に関する業務の一部を委託により実施することができるものとする。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 松川町長
- (2) 松川町猟友会正副会長及び駆除班長
- (3) みなみ信州農業協同組合松川支所長
- (4) 飯伊森林組合松川事業所
- (5) 鳥獣保護員
- (6) その他関係団体

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名

2 会長は、松川町長とする。

3 会長、監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見してときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の3日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬等)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができるものとし、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(松川町昭和31年条例第11号)」に準ずる。

第4章 総会

(総会の種類)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第9条第2項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第5条の事業の実施に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する必要な事項

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置き、会長が任命する。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第22条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務処理規程

(2) 会計処理規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをものとする。

(1) 国及び県補助金、交付金

(2) 松川町の負担金及び補助金

(3) その他の収入

(経費の取扱い)

第26条 協議会の経費の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事業計画及び収支予算)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) その他必要な書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2

条の事務所に備え付けておかなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第29条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

松川町有害鳥獣駆除対策協議会事業 実施状況位置図

